

高崎市・安中市消防組合消防局告示第1号

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の2の2第1号の規定に基づき、消防隊相互の無線連絡が容易に行われるものとして消防長が指定する周波数帯を次のように指定する。

平成26年3月6日

高崎市等広域消防局長 眞下和宏

消防隊相互の無線連絡が容易に行われるものとして消防長が指定する周波数帯について

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の2の2第1号に規定する消防長が指定する周波数帯は、260メガヘルツ帯とする。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。